

自然災害により被害を受けた場合に甲良町が発行する証明書

種類	罹災証明書	罹災届出証明書
対象	住家	住家、付帯工作物
被害の程度	全壊 大規模半壊 半壊 一部損壊 床上浸水 床下浸水	破損
具体例	屋根 雨どい 外壁 その他住居部分の破損 など	カーポート テラス ウッドデッキ 門扉・門柱 フェンス 倉庫 など、生活に供するもの
申請期限	罹災した日から6か月以内	
申請者	被害物件の所有者または使用者	
備考	<p>○被害状況を調査し、その被害の程度を証明します。修繕済の場合は、「罹災届出証明書」による対応となります。</p> <p>○現地確認の日程調整等のため、申請書に記載の電話番号に連絡をします。</p> <p>○証明発行は現地確認後の処理となるため、一週間程度かかる可能性があります。</p> <p>○付帯工作物を合わせて確認する場合があります。</p> <p>○被害額については証明しません。</p>	<p>○「罹災した事実を市に届け出た行為」について、証明するものです。</p> <p>○証明発行には数日から一週間程度かかります。</p> <p>○被害額については証明しません。</p>

※いずれも申請が必要となります(物件の状況によっては、証明できない場合があります。)
 ※り災証明書およびり災届出証明書について、車両・船舶や動産の損害は原則、証明しません。
 ※具体例はあくまで代表的なものであり、状況により証明区分が変わることがあります。